

## 習志野市の親元近居の住宅取得に助成します！

### 【 習志野市親元近居住宅取得促進助成事業 】

#### 制度概要

子育て世帯等の定住により適正な人口構造の確保、子育てや高齢者支援等で互いに支えあう社会の構築、住宅取得の促進等を目的として、子世帯もしくは親世帯が近居するために住宅を取得した場合にかかる登記費用の一部を助成します。

#### 申請期間

～平成27年11月30日（月）

#### 助成経費

登記費用（司法書士又は法務局へ支払った費用）

#### 助成金額

10万円まで（上限）

#### 助成件数

40件／年間

※助成金の予算枠を超える申請があった場合は、抽選となります。

#### 住宅要件

- ・市内に自己で居住するため、住宅を新築又は購入したこと。（増改築は対象外）
- ・申請者の名義（同居世帯員との共有名義も可）で、平成27年4月1日～平成27年11月2日の間に、所有権登記をし、その費用を支払ったこと。
- ・建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- ・耐震性が確保されている住宅であること。
- ・申請日時点で、住戸専有面積が次の面積であること。
  1. 戸建住宅については、87.5㎡以上
  2. 共同住宅及び長屋建て住宅、65㎡以上

#### 対象者要件

- ・親世帯又は子世帯が、申請日において、継続して10年以上、習志野市内に居住し、住民登録していること。（過去に継続して10年以上居住していた実績がある場合も含む）
- ・子世帯、親世帯の全員が市税及び保険料を滞納していないこと。

【問合せ】 都市整備部 住宅課 担当者：長谷川・野津 電話番号：047-453-9296